

○財務省告示第三十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年一月十二日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 野田 佳彦

平成二十三年二月七日

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百十 二回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び平成 二十二年度における財政運営の ための公債の発行の特例等に關 する法律（平成二十二年法律第 七号）第二条第一項並びに特別 会計に関する法律（平成十九年 法律第二十三号）第四十六条第 一項及び第四十七条 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で あって、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし、 価格競争入札において募集 の決定を受けた各申込みの応募
三	振替法の適 用等	
四	発行方法	

六

イ

発

入 価 入 価
札 格 行 札 格
発 競 発 競
行 争 額 行 争

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

特 国
別 債 参 加 場
者 ・ 第 I
非 争 入 価 格 競 発

ニ

特 国
別 債 参 加 場
行 争 入 価 格 競 発

条 特 百 国 条 特 七 国 条 特 額 た 四 一 い に る 百 面 行 第 債 度 千 つ 定 う 額
の 別 八 債 に 規 定 に 基 づ 額 面 金 額 で 二 兆 二 十 五 億 円
規 会 億 円 っ て 基 づ 額 面 金 額 十 千 九 百 十 七 十 七
定 計 に 基 づ 額 面 金 額 十 千 九 百 十 七 十 七
に 関 づ 額 面 金 額 十 千 九 百 十 七 十 七
基 づ 額 面 金 額 十 千 九 百 十 七 十 七
づ 額 面 金 額 十 千 九 百 十 七 十 七
す 額 面 金 額 十 千 九 百 十 七 十 七
る 額 面 金 額 十 千 九 百 十 七 十 七
法 律 第 四 十 七 条 第 四 十 七 条 第 四 十 七 条 第 四 十 七 条
律 第 四 十 七 条 第 四 十 七 条 第 四 十 七 条 第 四 十 七 条
第 四 十 七 条 第 四 十 七 条 第 四 十 七 条 第 四 十 七 条
十 七 条 第 四 十 七 条 第 四 十 七 条 第 四 十 七 条 第 四 十 七 条
七 条 第 四 十 七 条 第 四 十 七 条 第 四 十 七 条 第 四 十 七 条
付 七 条 第 四 十 七 条 第 四 十 七 条 第 四 十 七 条 第 四 十 七 条

十四 初期利子

は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。平成二十三年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還期限

平成三十二年十二月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十三年一月十二日